

## 境港市市道認定及び廃止基準

### (目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき市内に存する又はこれから設置する道路を、境港市が管理供用する道路（以下「市道」という。）として、路線の認定（以下「路線の認定」という。）する基準及び、同法第10条第1項の規定により市道の路線の廃止（以下「路線の廃止」という。）をする基準を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

### (通則)

第2条 路線の認定に当たっては、道路法第3条に規定する道路（以下「市道等」という。）と一体となって効果的な道路網を形成するよう配慮するものとする。

### (対象道路)

第3条 路線の認定をしようとする道路（以下「対象道路」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国又は県の事業により新設若しくは改良（次号において「新設等」という。）が行われ、又は行われることが予定されている道路で、市に管理が移管されるもの
- (2) 市の事業により新設等が行われ、又は行われることが予定されている道路
- (3) 国道又は県道の路線に係る廃止若しくは変更又は区域変更に伴い、その用途が廃止された道路であって、市道として存置する必要があるもの
- (4) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為であって、同法第29条第1項又は第2項の許可を受けたものをいう。）又は当該開発行為に関する工事により、設置された道路（以下「開発道路」という。）であって、同法第39条の規定により市の管理に帰属することとなるもの
- (5) 土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。）の施行により設置された道路であって、市の管理に帰属することとなるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認める道路

### (対象道路の幅員)

第4条 対象道路の幅員は、次に掲げるものを除き、原則として4メートル以上とする。

- (1) 前条第4号又は第5号に該当する道路
- (2) 自転車又は歩行者専用道路及び自転車歩行者専用道路に指定するもの
- (3) 道路幅員が、4メートル未満の道路で、建築基準法第42条第2項の規定に適合するもの
- (4) 長期間にわたって通行の用に供されている道路であって、当該道路が存する地区においてこれに代わるべき道路がない等の特別な事情が認められるもの

### (対象道路の形態)

第5条 対象道路の形態は、一端が幅員1.8メートル以上の市道等に接続されているものであり、次の各号のいずれかに該当する道路であること。また、昭和45年12月28日付建設省告示第1837号の自動車転回広場に関する基準に適合する自動車転回広場（以下「転回広場」という。）

を設ける場合、転回広場の隅切りは一辺が2メートル以上の二等辺三角形とし、最小幅員は4メートルとする。

- (1) 起点及び終点のいずれもが市道等に接続している道路で、接続されている市道等の幅員がいずれも1.8メートル以上であるもの(図1)
- (2) 起点又は終点の一端が市道等に接続し、その他方が行き止まり又は幅員1.8メートル未満の市道等となっているものであって、次の一に該当するもの(図2~4)
  - ア 幅員が6メートル以上の場合であって、終端に転回広場が設けられていること。
  - イ 幅員が6メートル未満で、延長が35メートルに満たない場合であって、終端に転回広場が設けられていること。
  - ウ 幅員が6メートル未満で、延長が35メートルを超える場合であって、区間35メートル以内ごとに転回広場が設けられており、終端にも転回広場が設けられていること。
  - エ 終端から15メートル以内で、かつ、一区画地程度の場所に転回広場又は交差点があること。
  - オ 終点が学校、病院、駅、官公署、公園、その他多数の者が利用する施設(営利を目的とする施設を除く。)に接続してあり、自動車の転回に支障がない場合であって、幅員が6メートル未満においては、区間35メートル以内に転回広場が設置してあること。
- (3) 起点又は終点の一端が市道等に接続し、その他方が2年以内に改良が予想されるものである場合については、改良事業について関係者の協力が得られることが確認できるものであるもの
- (4) 近い将来、国、県及び市において当該道路の改良又は新設が計画されているもの
- (5) 前各号の形態に該当しない道路であって、市長が公益上特に必要であると認めるもの  
(対象道路の構造)

第6条 対象道路の構造は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。ただし、特別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 道路が、同一平面で交差、接続、屈曲する場合は、隅切りをとること(図5)。ただし、歩道がある場合は図6によるものとする。隅切りの辺長は別紙表1を標準とし、歩道がある場合は、歩道の内側縁石線への接続とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は協議による。
  - ア 角地に堅固な建築物又は工作物、河川等があり、やむを得ない場合
  - イ 接続する市道等の幅員が4メートル未満の場合
  - ウ 交通の安全上、辺長が標準未満又は標準より大きい方が望ましいとされる場合
- (2) 道路の交差角は原則90度とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は60度以上(120度以下)とすることができる。
- (3) 路面の舗装は、市の指定する舗装構成とし、排水については、設置する排水溝の流末が排水可能な断面を有する道路側溝又は水路等に連結されていること。
- (4) 縦断勾配が9パーセント以下で、階段状でないこと。地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、縦断勾配を12パーセント以下とすることができる。
- (5) 歩道は、縁石等により車道と明確に分離されていること。
- (6) 第3条第4号に該当する開発行為と接する市道等の幅員は、6メートル以上とし、交通の安全上、周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、4メートル以上

とすることができる（図7）。

（7）前各号に定めるもののほか、道路の管理上支障のない構造を備えていること。

（対象道路の敷地）

第7条 対象道路の敷地は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。ただし、特別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

（1）市が所有権を有することとなるものであること。ただし、市が権原を有しているもの又は国若しくは県が所有する土地であって、その使用に関する協議が調っているものを除く。

（2）所有権以外の権利（抵当権、地上権等の物権及び賃貸借権等の債権をいう。）が設定されていないこと。

（3）側溝、擁壁その他の構造物又は境界杭若しくは境界標により、隣接地との境界が明確であること。

（4）道路法第32条第1項の許可を受けることができる工作物、物件又は施設（以下この条において「工作物等」という。）以外の工作物等がないこと。

（5）工作物等が存在する場合にあっては、道路の管理上支障のない状態であること。

（私道に対する路線の認定）

第8条 私道に対する路線の認定は、当該私道の敷地が市に寄附される場合に限り、行うものとする。ただし、特別の理由により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 私道について、前項本文の規定により路線の認定が行われることを希望する者は、市長に対し当該路線の認定を行うべきことを申請するものとする。

（路線の廃止）

第9条 路線の廃止をする場合は、当該廃止の対象となる道路は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（1）他の道路の新設により不要となるもの

（2）道路としての機能を喪失し、その後における整備計画のないもの

（3）道路の保全上、維持及び存続が不可能なもの

（4）周辺地域における土地利用の変化等により、路線の廃止をしても公益上支障がないもの

（規定外事項）

第10条 この基準の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和4年9月1日から施行する。

（境港市市道認定基準の廃止）

2 境港市市道認定基準（昭和47年4月14日施行）は、廃止する。

図1 起終点が既存の市道等に接続している場合

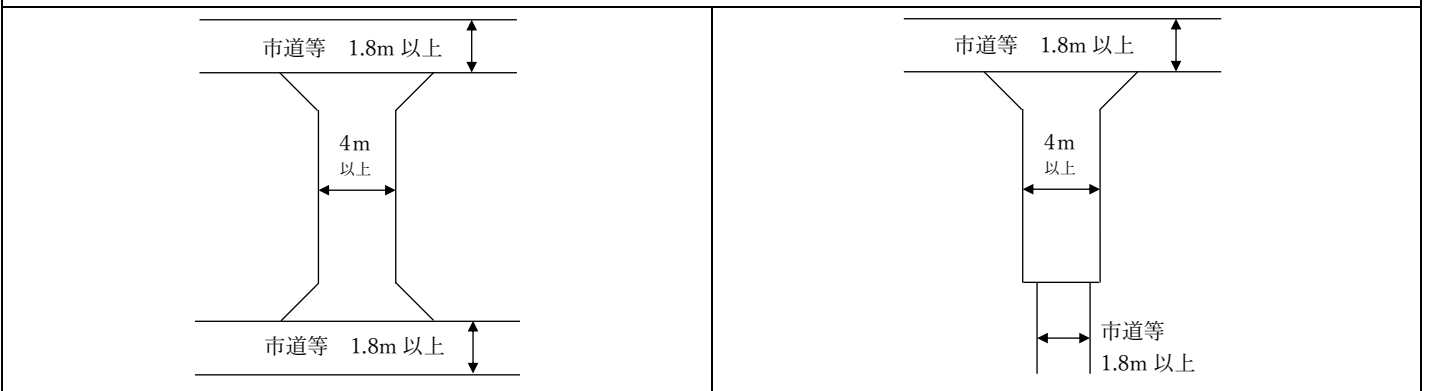


図2 終端に設ける転回広場

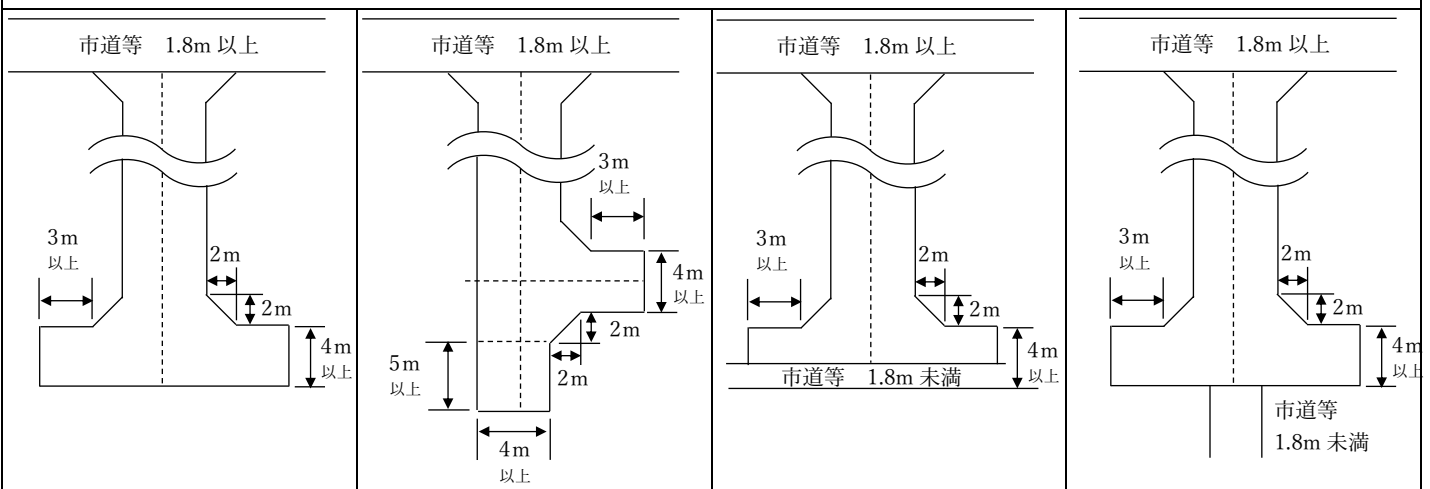


図3 中間に設ける転回広場

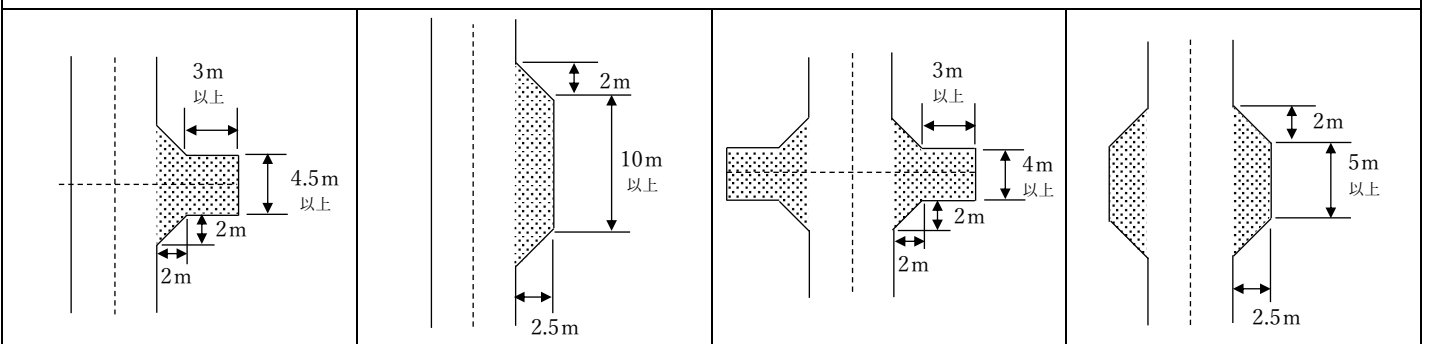
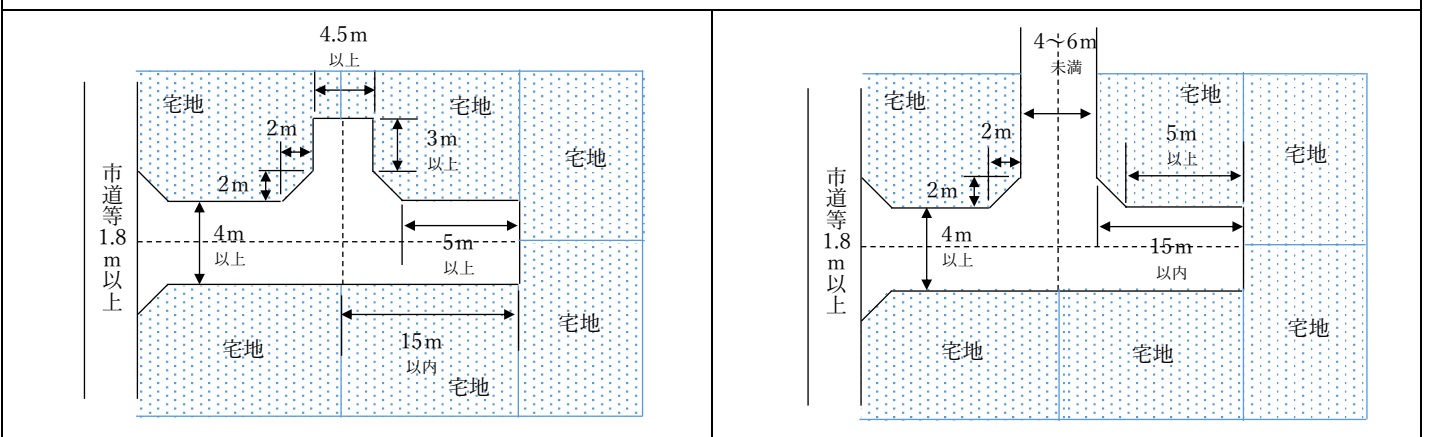


図4 終端の転回広場の緩和



例 図

図5 道路接続図（歩道なし）

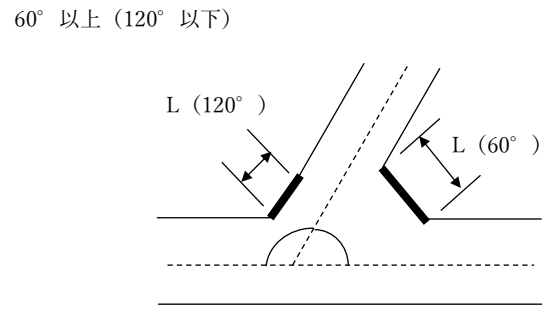
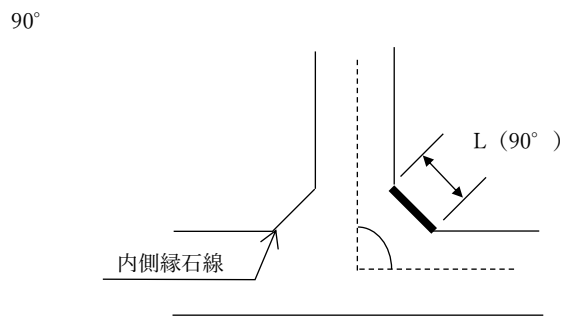


図6 道路接続図（歩道あり）

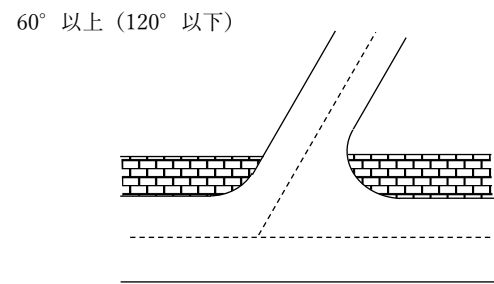
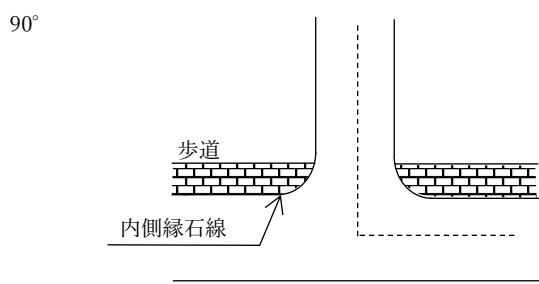
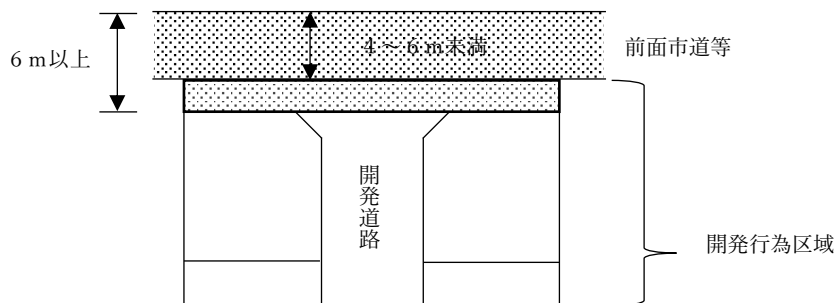


図7 開発道路の接続図



※開発道路は原則、幅員 6m 以上の市道等に接続されていること。  
 前面市道等が 6m に満たない場合は、6m まで後退すること。

別紙

表1 辺長 (L) の標準 (単位 : m)

( 上段 交差角 90° 前後  
 中段 交差角 60° 以下  
 下段 交差角 120° 以上  
 \* 個別協議 )

道路幅員	20m	15m	12m	10m	8 m	6 m	4 m
4 m	*	*	*	3 4 2	3 4 2	3 4 2	3 4 2
6 m	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	
8 m	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4		
10m	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4			
12m	6 8 5	6 8 5	6 8 5				
15m	8 10 6	8 10 6					
20m	10 12 8						

